

# 令和7年度の入札・契約制度について

## ■時限措置

項目	説明
現場代理人の常駐 (兼任) 義務の緩和措置 【当分の間】	<ul style="list-style-type: none"><li>施工場所が市内で、当初契約金額が1件4,500万円未満の工事について、当初契約金額の合計が9,000万円未満で5件まで兼任を認めます。 なお、当初契約金額が1件4,500万円以上の工事を含む場合は、対象工事に密接な関係がある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10km程度以内の場合に限り、2件まで兼任を認めます。</li><li>※施工内容の難易度等から兼任を認めない場合は、発注時の設計図書等に記載します。</li><li>※各工事の監督員と兼務について協議を行い、承諾を得た上で提出してください。</li></ul>
見積期間 【令和8年3月31日まで延長】	<ul style="list-style-type: none"><li>予定価格が5,000万円以上1.5億円未満の工事について、見積期間を土日・祝日を除く10日間とします。</li></ul>

## ■電子入札の運用方法

- 電子入札を次のとおり運用しています。

- ◇入札通知日：原則として木曜日（木曜日が祝日の場合は前日）
- ◇開札日：指名通知書で指定する日の午前9時以降（同日に複数の案件がある場合は順次開札）
- ◇契約書：電子入札システムによる落札決定通知書の送信日以降、電子契約又は紙契約
- ◇その他留意事項
  - ※平成27年度から入札時の工事費内訳書の提出が義務化されたことを受け、開札後は落札決定を保留とし、工事費内訳書の点検後に落札決定を行う。（案件数の多寡にもよりますが、通常は、開札日又は開札日の翌日（開札日が金曜日の場合は月曜日）に落札決定通知書を送信します。）
  - ※制限付き一般競争入札の場合は、工事費内訳書の点検後に落札候補者に対して入札参加要件の確認資料の提出を求めます。
  - ※電子入札システムが利用できなくなった場合は、速やかに契約検査課へ連絡してください。

### 【電子入札システムによる指名競争入札の流れ（4月10日通知の場合）】

4月10日（木） 入札通知日

11日（金）

12日（土）

13日（日）

14日（月）

15日（火）

16日（水）

17日（木）

18日（金）

19日（土）

20日（日）

21日（月）

22日（火） 入札開始※入札時に工事費内訳書を添付

23日（水）

24日（木） 入札終了

25日（金） 開札日（落札決定保留）

26日（土）～27日（日）

28日（月）

29日（火・祝）～5月6日（火・休日）

5月7日（水） （落札決定日）※案件数が多い場合等

見積期間 10日間

※入札通知日・開札日・土日祝日を除く

工事費内訳書の点検

# 建設工事及び建設コンサルタント等業務委託の入札・契約制度の概要

## ■令和7年度入札・契約制度の概要

項目	内 容												
競争性 制限付き一般 競争入札	<p><b>【対象範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設計金額が 2,000 万円以上の工事</li></ul> <p><b>【公告場所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約検査課閲覧所</li><li>・市ホームページ</li><li>・業界新聞への情報提供</li></ul> <p><b>【設計図書の閲覧方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ（新潟県入札情報サービス）からダウンロード又は契約検査課閲覧所での閲覧</li></ul> <p><b>【落札者の決定方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入札により落札候補者を決定し、入札参加資格要件を審査した後、落札者として決定（事後審査型）</li><li>・最初の落札候補者が資格要件を満たさない場合は、次点者を審査</li></ul>												
競争性 指名競争入札	<p><b>【対象範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設計金額が 2,000 万円未満の工事</li><li>・設計金額が 50 万円超の建設コンサルタント等業務</li></ul> <p><b>【業者数の基準（工事）】</b></p> <table border="1"><tbody><tr><td>A 級工事</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>B 級工事</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>C 級工事</td><td>12 業者</td></tr><tr><td>D 級工事</td><td>8 業者</td></tr></tbody></table> <p><b>※工事等級のない工種（工事）</b></p> <table border="1"><tbody><tr><td>予定価格 500 万円以上</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>予定価格 500 万円未満</td><td>12 業者</td></tr></tbody></table> <p><b>【設計図書の閲覧方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ（新潟県入札情報サービス）からダウンロード又は契約検査課閲覧所での閲覧</li></ul>	A 級工事	14 業者	B 級工事	14 業者	C 級工事	12 業者	D 級工事	8 業者	予定価格 500 万円以上	14 業者	予定価格 500 万円未満	12 業者
A 級工事	14 業者												
B 級工事	14 業者												
C 級工事	12 業者												
D 級工事	8 業者												
予定価格 500 万円以上	14 業者												
予定価格 500 万円未満	12 業者												

	<b>工事費内訳書の提出</b>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の入札時において入札金額に対する内訳書の提出を求める。内訳書の内容に不備があった場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。</li> </ul> <p><b>[無効要件]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 内訳書未提出</li> <li>イ 入札金額と内訳書合計金額の不一致</li> <li>ウ 内訳書の計算誤り など</li> </ul>
<b>公平性・公正性</b>	<b>社会保険等の加入促進に向けた取組</b>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請業者に提出義務がある「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。</li> <li>・社会保険等の未加入が確認された場合は、元請業者に対して、当該下請業者への社会保険等加入指導を要請する。なお、要請後、一定期間が経過しても社会保険等の加入が確認できない場合は、発注者から建設業許可機関等に未加入情報を通知する。</li> <li>・社会保険等未加入業者を下請次数にかかわらず下請契約の相手方としない。</li> <li>・受注者に対して法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担額）を明示した請負代金内訳書の提出を求める。</li> </ul> <p><b>【対象工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約検査課において入札・契約事務を行う工事</li> </ul>
	<b>1抜け方式による入札</b>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注機会の均等を図るため、次の条件全てに当てはまる入札を実施する場合、1度落札した業者が次の入札に参加できない方式を必要に応じて実施する。（電子入札により入札に参加している場合は、辞退扱いとする。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札方法が同じ（制限付き一般競争入札、指名競争入札ごと）</li> <li>② 工種又は業務内容が同じ</li> <li>③ 入札参加資格要件が同じ</li> <li>④ 同日に行う入札</li> </ul> </li> </ul>
	<b>苦情申出制度</b>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札で指名されなかった場合や制限付き一般競争入札で入札参加資格が認められなかった場合又は指名停止等の措置を受けた場合、業者が市に対して苦情を申立てることができる。</li> <li>・苦情に対する市の回答に不服がある場合は、再申立てをすることができる。この場合、入札監視委員会で対応方法を審議する。</li> </ul>

	<p><b>少額工事等契約希望者登録制度</b></p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額工事等の範囲は、1件の金額が130万円以下の工事及び修繕のうち、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であるものとする。発注に当たっては、見積り合わせを原則とし、見積り依頼業者については、少額工事等契約希望者登録名簿に登載している業者から希望順を考慮の上、選定する。</li> </ul> <p><b>【登録対象者及び申請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の入札参加資格を有しない市内に本社がある法人又は個人</li> <li>・登録申請は、随時受付</li> </ul>
<b>公平性・公正性</b>	<p><b>電子契約サービス</b></p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面（紙媒体）の契約書で締結している契約を、インターネットを利用した電子データによる契約書で契約を締結するもの。</li> </ul> <p><b>【対象契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約検査課及びガス水道局総務課が取り扱う建設工事、測量、建設コンサルタント等、業務委託、物品、賃貸借に係る契約</li> </ul> <p><b>【手続きの流れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子契約、紙契約の希望に関わらず、すべての電子契約対象案件において、落札者は、落札決定日の翌日正午（落札決定日の翌日が土日祝日の場合は、次の平日）までに電子契約に係る申請書を提出する。必ずExcel形式で申請書に記載の提出先メールアドレスに提出する。</li> <li>・電子契約の場合、市は電子契約に係る申請書に基づき契約書を作成し、電子契約サービスにアップロードする。</li> <li>・紙契約の場合、市は電子契約に係る申請書に基づき契約書を作成し、落札者へ連絡するので、落札者は契約検査課窓口で受領する。</li> </ul>
<b>透明性・客観性</b>	<p><b>予定価格等の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての入札で予定価格、最低制限価格及び指名業者を落札者決定後に公表する。</li> </ul>
	<p><b>電子入札の推進</b></p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格130万円超の建設工事及び予定価格50万円超の建設コンサルタント等業務委託について、全て電子入札で執行する。（随意契約を除く）</li> <li>・入札参加要件として電子入札導入業者を優先する。</li> </ul>
	<p><b>発注見通しの公表</b></p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概算額が130万円超の工事及び50万円超の業務委託の年間発注見通しを公表する。（公表時期：年度当初、10月、1月の年3回（追加・変更等を反映）</li> </ul>

透明性・客観性	入札結果等の公表	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札及び見積り結果、変更契約の内容、指名停止措置などを市ホームページで随時公表する。</li> </ul>
	入札の公開	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札を市民に公開する。</li> </ul>
	入札監視委員会の設置	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が発注した建設工事等の入札及び契約手続が適正に行われているかを審議する。</li> <li>・市が発注した建設工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等措置に係る再苦情について審議する。</li> </ul> <p><b>【委員数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以内（有識者及び公募市民）</li> </ul> <p><b>【開催数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回／年程度</li> </ul>
品質確保	総合評価方式の試行	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格と価格以外の要素（例：企業の実績、技術者の能力、地域貢献度など）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする。</li> </ul>
	制限付き一般競争入札の参加対象範囲	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木、建築工事のBランク工事うち、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が2,000万円以上の工事は、難易度や品質確保の面から、格付Aランク業者の参加を認める。</li> </ul>
	低入札価格調査制度の試行	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低入札金額（見積金額）が予定価格の85%を下回った場合、応札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、積算内容の聞き取り調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、最低価格入札者を落札者として決定する。</li> <li>・調査対象 最低制限価格を設けていない仕様書発注の工事及び業務委託</li> <li>・主な調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃金が最低賃金額以上であること。</li> <li>②資格・人員配置が適切であること。</li> <li>③当該業務に必要な資機材等が確保されていること。</li> <li>④仕様書にある項目が漏れなく積算されていること。</li> </ul> </li> </ul>

品質確保	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計価格が130万円超の建設工事及び設計価格が50万円超の設計・測量・調査等の建設コンサルタント等業務委託で設定し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。(仕様書発注の場合を除く)</li> </ul> <p><b>【算定式】</b></p> <p>■建設工事</p> <p>(直接工事費+共通仮設費×9/10+現場管理費相当額×9/10+一般管理費等×6.8/10)=入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き)※1万円未満切り上げ  ※入札書比較制限価格は予定価格の75%から92%の範囲とする。  ※上記経費の分類は、土木工事標準積算基準書及び公共建築工事積算基準を原則とする。</p> <p>■建設コンサルタント等業務</p> <p>(直接費+諸経費等×7/10)  =入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き)※千円未満切り上げ</p> <table border="1" data-bbox="462 887 1441 1170"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>直接費</th><th>諸経費等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td><td>直接測量費</td><td>諸経費</td></tr> <tr> <td>地質調査業務</td><td>直接調査費+間接調査費</td><td>諸経費</td></tr> <tr> <td>設計業務</td><td>直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの</td><td>その他原価+一般管理費</td></tr> <tr> <td>物件調査業務</td><td>直接原価</td><td>その他原価+一般管理費</td></tr> </tbody> </table> <p>※ア：事務用品費、イ：旅費交通費、ウ：電子成果品作成費、エ：電子計算機使用料及び機械器具損料、オ：特許使用料、製図費等</p>	区分	直接費	諸経費等	測量業務	直接測量費	諸経費	地質調査業務	直接調査費+間接調査費	諸経費	設計業務	直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価+一般管理費	物件調査業務	直接原価	その他原価+一般管理費		
区分	直接費	諸経費等																
測量業務	直接測量費	諸経費																
地質調査業務	直接調査費+間接調査費	諸経費																
設計業務	直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価+一般管理費																
物件調査業務	直接原価	その他原価+一般管理費																
共同企業体運用基準	<p><b>【対象工事・金額基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="509 1394 1426 1439"> <tr> <td>土木工事・建築工事・設備工事</td><td>1.5億円以上</td></tr> </table> <p>※上記のほか、共同企業体により安定的な施工が図られる建設工事</p> <p><b>【構成要件】 ※各付け等級がある場合</b></p> <table border="1" data-bbox="509 1551 1426 1709"> <tr> <td>構成員数</td><td>格付</td></tr> <tr> <td>2社の場合</td><td>Aランク+Aランク</td></tr> <tr> <td>3社の場合</td><td>Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク</td></tr> </table> <p><b>【出資比率】</b></p> <table border="1" data-bbox="509 1776 1426 1900"> <tr> <td>構成員数</td><td>代表者の出資比率</td><td>代表者以外の出資比率</td></tr> <tr> <td>2社の場合</td><td>50%超</td><td>30%以上</td></tr> <tr> <td>3社の場合</td><td>40%以上</td><td>20%以上</td></tr> </table>	土木工事・建築工事・設備工事	1.5億円以上	構成員数	格付	2社の場合	Aランク+Aランク	3社の場合	Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク	構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率	2社の場合	50%超	30%以上	3社の場合	40%以上	20%以上
土木工事・建築工事・設備工事	1.5億円以上																	
構成員数	格付																	
2社の場合	Aランク+Aランク																	
3社の場合	Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク																	
構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率																
2社の場合	50%超	30%以上																
3社の場合	40%以上	20%以上																

	<p><b>営繕工事における設計変更等の円滑化</b></p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕工事において、積算数量書などの資料を建設工事請負基準約款第1条に規定する「設計図書」として位置付ける。</li> </ul> <p>※営繕工事…建築物の造営と修繕のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指す。</p>
<b>品質確保</b>	<p><b>施工時期選択可能工事制度の試行</b></p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者が工事開始日（工事の始期）を選択する方式（余裕期間制度：任意着手方式）</li> <li>・工事開始期限日は、標準工期の30%を超えない範囲で、工事ごとに発注者が定める。</li> <li>・工期は、受注者が選択した工事開始日から発注者が指定する工事日数を加えたものとなる。</li> <li>・対象工事 予定価格が130万円超2,000万円未満で入札に付する次の①又は②の工事（ただし、災害復旧工事など緊急性のある工事等を除く）            ① 債務負担行為を設定し、1月から3月までに支出負担行為を行う工事又は繰越明許の議会承認を受けた予算を充当する工事            ② 4月から12月までに支出負担行為を行うもののうち、12月末日までに契約を締結する工事 特記仕様書に施工時期選択可能工事制度の対象であることを明記する。 ※詳細は、施工時期選択可能工事制度試行要領による。</li> </ul>
	<p><b>地域保全型工事発注工事の試行</b></p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が認定する地域に貢献する地元企業に対して、地域保全型工事を発注することを通じて、地域貢献地元企業の受注機会の確保を図る。</li> <li>・対象工事 予定価格が130万円超2,000万円未満で入札に付する特殊な技術を要しない土木一式工事で次の①又は②の工事            ①地域の安全・安心確保に深く関わる工事            ②災害復旧工事又は維持・補修系工事</li> <li>・発注対象区 安塚区、浦川原区、大島区、牧区</li> <li>・地域貢献地元企業の認定手続き 認定を受けようとする入札参加資格者は、申請書に実績の証明を添付し、市に提出する。</li> </ul> <p>※詳細は、地域保全型工事発注試行要領による。</p>

	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前払金は、130万円超の工事の場合は請負金額の40%、50万円超の建設コンサルタント等業務委託の場合は請負金額の30%を上限とする。</li> <li>中間前払金は、請負金額が130万円超で工期が60日以上の工事を対象に、請負金額の20%を上限とする。</li> </ul>																
	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用率を超える障害者を雇用している事業者に対し、受注機会の拡大を図るため、障害者を多数雇用する事業者を登録し、申請物品等の発注の際、優先的に指名する。</li> </ul>																
その他の 制度	<p><b>【主観項目と加算点】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主観項目名</th><th>加算点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良工事受賞者</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>男女共同参画社会の促進</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>障害者雇用の促進</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>労働安全衛生の認証取得者</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>消防団協力事業所認定者</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>除雪業務受託者</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>エコアクション21取得者</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table>	主観項目名	加算点	優良工事受賞者	10点	男女共同参画社会の促進	10点	障害者雇用の促進	10点	労働安全衛生の認証取得者	10点	消防団協力事業所認定者	10点	除雪業務受託者	10点	エコアクション21取得者	10点
主観項目名	加算点																
優良工事受賞者	10点																
男女共同参画社会の促進	10点																
障害者雇用の促進	10点																
労働安全衛生の認証取得者	10点																
消防団協力事業所認定者	10点																
除雪業務受託者	10点																
エコアクション21取得者	10点																
<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の指名基準となる営業所の要件を次のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること。</li> <li>実態的な営業活動を5年以上行っていること。</li> <li>営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること。</li> <li>営業所に常勤する従業員が3人以上であること。</li> <li>営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること。</li> </ol> </li> </ul> <p>※ただし、工事内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント等業務の営業所の要件を次のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること。</li> <li>実態的な営業活動を1年以上行っていること。</li> <li>営業所に常勤する従業員が1人以上であること。</li> <li>営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること。</li> </ol> </li> </ul> <p>※ただし、業務内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、この限りではない。</p>																	

週休 2 日適用工事及び週休 2 日促進工事	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休 2 日適用工事及び週休 2 日促進工事を新たに制定し、「月単位」又は「通期」において 4 週 8 休以上の現場閉所を行う工事を対象として、各実施 要領に基づき工事設計書の労務費等に補正加算を行う。</li> <li>・対象工事 週休 2 日適用工事・・・土木工事、港湾工事 週休 2 日促進工事・・・営繕工事</li> <li>・なお、農業土木工事、林業土木工事においては、週休 2 日取得モデル工事を継続とする。</li> </ul> <p>※詳細は、各対象工事の実施要領による。</p>
建設 CALS の運用	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設 CALS（電子協議・電子納品・電子検査）について、土木工事において一部運用を行います</li> <li>・工事設計書において、特記仕様書が添付されている工事を対象とします。</li> </ul> <p>※詳細は、市ホームページ「上越市電子納品実施要領（案）（工事編）」を参照。</p>
工事実績情報サービス（CORINS）の登録	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事を受注した場合、工事実績情報サービス（CORINS：（一財）日本建設情報総合センター）に受注者が登録を行う。</li> <li>・対象工事 請負金額が 500 万円以上の建設工事</li> </ul>

## 〈工事の発注標準と業者の格付基準〉

工種	級	発注標準	格付
土木	A	3,000万円以上	790点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,100万円以上、3,000万円未満	特定建設業許可業者は790点以上 一般建設業許可業者は690点以上
	C	400万円以上、1,100万円未満	610点以上 690点未満
	D	400万円未満	610点未満
建築	A	2,200万円以上	790点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	600万円以上、2,200万円未満	特定建設業許可業者は700点以上 一般建設業許可業者は700点以上
	C	300万円以上、600万円未満	600点以上 700点未満
	D	300万円未満	600点未満
電気	A	500万円以上	690点以上
	B	500万円未満	690点未満
管	A	500万円以上	710点以上
	B	500万円未満	710点未満
舗装	A	1,600万円以上	1,000点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,600万円未満	特定建設業許可業者は1,000点未満、一般建設業許可業者は全ての評点